

裁 定 書

6市第2585号

審査申立人

豊橋市長 長坂尚登 殿

上記審査申立人から、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第176条第5項の規定に基づき、令和7年2月18日付けで提起のあった豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例案に対する再議についての議決に関する審査申立てについて、自治法第255条の5第1項の規定に基づく自治紛争処理委員の審理を経て、次のとおり裁定する。

主 文

本件審査申立てを、棄却する。

理 由

1 審査申立人の主張

審査申立人は、令和7年1月29日に豊橋市議会（以下「市議会」という。）が行った豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例案（以下「本件条例案」という。）に対する再議についての議決（以下「本件議決」という。）の取消しを求め、その理由として、次のように主張した。

(1) 本件条例案は、次の理由から自治法に違反するため、本件議決は議会の権限を超え又は法令に違反する。

ア 普通地方公共団体の議会の権限と自治法第96条第2項

議会が法令に違反する条例案について可決の議決をする場合は、自治法第14条第1項に違反し、当該可決の議決は法令に違反する。

また、自治法第96条第2項は、条文上、議会の議決すべきものとして定めるものの範囲は限定されていないが、総務省は、平成24年5月1日総行行第67号による総務大臣による通知（以下「67号通知」という。）において、「自治法第96条第2項に基づき条例により議会の議決すべきものとするのできる事項には、法令が明瞭に長その他の執行機関に属する権限として規定している事項及び事柄の性質上当然に長その他の執行機関の権限と解さざるを得ない事項は含まれないと解されている」と通知している。このため、長に権限を授権していると解さざるを得ない事項を条例により議決事項とすることは許されない。

イ 契約の締結は長の権限に専属すること

契約の締結は自治法第149条第2号に掲げる予算執行に係る事務の一部であつて、長の権限に属し、長限りで行うことができる。

「地方財務実務提要」においても、自治法第96条第1項第5号による契約の締結に係る議会の関与は例外的なものであり、それ以外の部分はもともと長その他の執行機関の権限であると記載されている。そして、契約の解除についても、長の権限に含まれることを前提とする判断を行っている裁判例がある。

自治法第96条第1項第5号は、普通地方公共団体の議会が議決すべき事項として、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結することを規定し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法施行令」という。）第121条の2の2及び別表第3において契約の種類及び条例で定めるに当たって下回ってはならない金額が定められている。このため、自治法は、契約の締結に関する長の権限を、自治法施行令の基準を超えて制限することを許容していないと解すべきである。

また、本件条例案の「その他の法令」には、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令（平成11年政令第279号。以下「PFI法施行令」という。）も含まれ、PFI法及びPFI法施行令も地方公共団体が締結する事業契約の種類及び金額に係る議会の議決に係る基準を自治法及び自治法施行令と同様の仕組みにより定めており、PFI法及びPFI法施行令の基準は、自治法及び自治法施行令の基準以上に普通地方公共団体の議会が関与する余地のないものである。

こうした各法令の定めからすれば、その種類が自治法施行令やPFI法施行令の基準にない契約を締結する権限や、その金額が自治法施行令やPFI法施行令の基準以下の契約を締結する権限（以下「契約締結権限」という。）は長の権限に「専ら」属するものであり、自治法や自治法施行令は議会の関与を許容していないと解される。そして、契約締結権限のような債務を生じさせる法的効果を有する行為が長の権限に「専ら」属するのであれば、債務を生じさせる法的効果を有しない行為についても、長の権限に「専ら」属すると解される。

ウ 解除の法的性質及びその権限が長に専属すること

次の理由から、契約の解除は長の権限に「専ら」属する。

- (ア) 解除権は、民法（明治29年法律第89号）第545条第4項に「解除権の行使は、損害賠償の請求を妨げない」と規定されているように、損害賠償請求権とは異なる権利である。そして、損害賠償債務は、契約の定めに基づいて生じるものである。したがって、地方公共団体が解除権を行使したからといって直ちに当該地方公共団体に損害賠償債務を生じさせる法的効果を有するものではない。
- (イ) 契約の相手方の債務不履行により普通地方公共団体の損害が拡大するような場合に、解除権の行使に議会の議決を要するとすると、長が契約の解除をするのに時間を要し、損害の拡大を迅速に防止できないこととなり、不当である。
- (ウ) 長が選挙により交代し、新しい長が政策の変更により事業を廃止する場合であっても、議会の議決が得られなければ契約を解除できないとなると、事実上、長が事業を廃止することができなくなり、不当である。
- (エ) 総務省の平成24年5月1日総行第68号による自治行政局行政課長通知（以下「68号通知」という。）や「地方財務実務提要」等の文献においても、契約の解除は長の権限に「専ら」属すると解されている。

エ 結論

以上のことから、普通地方公共団体に債務を生じさせる法的効果を有しない行為である契約の解除は、長の権限に「専ら」属すると解され、事柄の性質上当然に長の権限と解さざるを得ない事項に該当することから、自治法第96条第2項により、議会の議決すべきものとして条例で定めることはできない。したがって、本件議決は、議会の権限を超え又は法令に違反すると認められる。

(2) 本件議決は、次の理由から裁量権の逸脱又は濫用に当たるため、違法である。

ア 本件議決の趣旨及び内容の不当性

(ア) 本件条例案の提案理由は、「自由民主党豊橋市議団」、「公明党豊橋市議団」及び「まちフォーラム」の各議員（以下「提案議員」という。）から、自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付すべき契約について、予定価格1億5000万円以上の工事又は製造の請負としていたものを、予定価格を2億2500万円以上に引き上げる内容とする「議案第119号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例」（以下「議案第119号」という。）によって議会の議決の範囲が縮小することに対応する必要があるためと説明があった。しかし、議案第119号は、資材価格や人件費の上昇という外在的要因によって長から移転した議会の権限を長の権限に戻すことにより権限分配を適正化するものであり、実質的には議会の議決の範囲は縮

小しない。よって、提案議員の説明内容は不合理である。

(イ) 提案議員は、契約を締結する重みと契約を解除する重みは同じであることも本件条例案の提案理由であると説明する。しかし、解除権の行使自体は普通地方公共団体に債務を生じさせる法的効果を有する行為ではないことから、契約の締結と契約の解除が、法的に同じ重みを有するとはいえない。また、重みという文言の意味も不明瞭であり、この文言から契約の解除の影響を判断することはできない。よって、この点においても提案議員の説明は不合理である。

(ウ) 提案議員の(ア)の説明のとおりであれば、本件条例案により解除に議決を要することとなる契約は、議案第119号が施行される令和7年4月1日以降に締結される契約を対象とすべきである。しかしながら、本件条例案の附則第2項からは、同日前に議会の議決を経て締結した契約を同日以降に解除する場合も議会の議決の対象となる。すなわち、議案第119号によって議会の議決の範囲が縮小する前に締結した契約も対象となるが、その理由についての説明はない。よって、本件条例案の提案説明と本件条例案の内容には矛盾がある。

(エ) 本件条例案は、豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例(平成10年豊橋市条例第42号)の一部を改正し、「地方自治法その他の法令に基づき議会の議決を経て締結した契約に係る契約の解除に関すること。」という規定を加えるものであるが、「解除に関すること」となっていることから、解除そのものだけでなく、解除に関係することも含む規定となっている。したがって、解除に関する協議を行うことも議会の議決を経る必要が生じる可能性があるが、このようなことは、解除権を行使する場合には両当事者の協議が必要であるとの規定が契約にある場合、事実上相手方の解除権の行使を制限することになるから、不当である。

イ 本件条例案の議決の経緯が不合理であること

本件条例案は、豊橋市における多目的屋内施設(以下「新アリーナ」という。)の整備に賛成する会派に属する議員から、令和6年12月豊橋市議会定例会(会期は当初は令和6年12月20日までであったが、新アリーナの整備に賛成する会派の議員及び反対する会派の議員それぞれから提出された住民投票条例案を一本化するために、同月26日まで延長された。)の最終日である同月26日に突然提案された。本件条例案の提案理由が提案議員の説明のとおりならば、議案第119号が可決成立したときなど、それまでに本件条例案を提案する機会があったはずである。

ウ 本件条例案は立法事実を欠くこと

本件条例案には立法の必要性を裏付ける事実も立法内容の合理性を基礎付ける

事実も存在しないことから、本件条例案は立法事実を欠くものといわざるを得ない。

むしろ、市議会は、新アリーナの整備に賛成する会派に属する議員が多数を占めているため、本件条例案が成立し公布された場合は、令和6年9月27日に議会の議決を得て同日に豊橋ネクストパーク株式会社と豊橋市が締結した多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業特定事業契約（以下「本件事業契約」という。）の解除についての議決が得られる可能性は極めて低いと見込まれることから、新アリーナの整備に賛成する会派は、現市長による本件事業契約の解除を阻止し、新アリーナの整備を推進させることを目的として、本件条例案の規定内容や適用により生じる結果を十分に検討しないまま急きょ本件条例案を提案したと考えられる。そして、このような目的で制定された条例は、一般性を欠く。

エ 本件条例案に係る議会の議決は、法の趣旨等に照らして不合理であること

二元代表制の下では、長と議会は独立・対等の立場に立ってそれぞれの役割を果たすこととされており、相互の抑制と調和によって、地方自治の公正かつ円滑な運営を実現することが目指されているところ、上述のように議会が条例を制定することで長の権限を不当に制限することは、二元代表制の趣旨に反する。このような状態で、民主的かつ実効的な行政運営の確保がなされるはずがない。したがって、本件条例案に係る議会の議決は法の趣旨等に反して不合理である。

オ 結論

以上のとおり、議会による本件条例案の議決は、本件条例案の内容の適否の実体的判断について、裁量権の行使に逸脱又は濫用があるため、本件条例案に係る議決は違法であり、本件条例案も無効である。

2 市議会の弁明

市議会は、本件審査申立てを棄却するよう求め、その理由として、次のように主張した。

(1) 本件条例案は、次の理由から自治法に違反しないため、本件議決は議会の権限を超えたものでも違法なものでもない。

ア 実務家の間では、自治法第96条第1項は、議会の議決事件を制限列举するものであり、「自治法第96条その他明文で議会権限であるとされるもの以外の団体意思決定権は長にある」とされてきた。しかし、地方分権改革の進展に伴い、自治法第96条第1項は必要的議決事件、同条第2項は任意的議決事件と説明されるようになったことや地方分権推進委員会第2次勧告に「議決事件の条例による追加を可

能とする規定の活用に努めること」が盛り込まれたことなどを踏まえても、「議会権限は自治法第96条第1項に列挙された事項に限られず自治体の重要事項も理論上その権限に属するというべきであり、同条第2項の議決事件追加条項の存在は議会の判断を尊重してそうした重要事項を含む意思決定事項を増やすことを認めている」といえる。

本件条例案は、「法令が明瞭に長その他の執行機関に属する権限として規定している事項」にも「事柄の性質上当然に長その他の執行機関の権限と解さざるを得ない事項」にも当たらない。

イ 通常、契約の締結は執行機関限りでなし得るものであるが、条例で指定する重要なものについては、個々の契約ごとに議会の議決が必要であり、契約の締結は必ずしも長限りで行うことができるものではない。更に、「地方財務実務提要」には条例により契約の解除を議決事項とすることを排除する趣旨の記載はない。

豊橋市長が示す裁判例は、長による契約解除が違法ではないことの理由の一つとして、解除するに当たり議会の議決を要すると定められていないことが挙げられているが、これを反対解釈すれば、解除するに当たり議会の議決を要すると定められていけば、長による契約解除が違法となり得る可能性があり、解除するに当たり議会の議決を要するという条例を制定することは排除されていない。

また、契約に議決が必要な契約の種類として、自治法施行令は「工事又は製造の請負」と定めている。その点、豊橋市長が示すPFI法施行令は「選定事業者が建設する公共施設等の買入れ又は借入れ」と定めており、どちらの方が範囲が広いかは一概にいえぬ。また、締結に議決が必要な契約の金額として、自治法施行令は最低限額を定めており、条例により議会の権限を狭めることができる一方、PFI法施行令は条例により議会の権限を狭めることを認めていない。

契約解除は債務を生じさせ得る行為であるし、債務を生じさせない行為でも住民の利益に重大な影響が生じる行為であれば、議会が関与するのが住民自治に資するものである。

ウ 解除の法的性質について

(ア) 豊橋市長は「解除権の行使という行為自体に、損害賠償債務を生じさせる法的効果があるわけではない。」と主張しているが、どちらに損害賠償債務が生じる話をしているのか錯綜している。

(イ) 普通地方公共団体の長は、契約の相手方の債務不履行により普通地方公共団体の損害が拡大し、「特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないこと

が明らかであると認めるとき」は議会の決定を待たずに処分することができる（自治法第179条第1項）。また、そもそも契約の相手方の債務不履行により普通地方公共団体の損害が拡大する場合は、議会も当然損害拡大防止のために速やかに議決を行う。

(ウ) 長の意見と議会の意見が対立した場合に、長と議員が議会という公開の場で議論を行うことこそ地方自治のあるべき姿であって、我が国の地方自治制度は首長選挙で当選すれば何でもできるというものでは決していない。

(エ) 68号通知は総務省による見解であり、法的拘束力を有するものではない。さらに、「入札・契約」の記載から、総務省が、行うと決まっていた事業を中止するために契約を解除することまでも、「事務の性質等から、当然に長その他の執行機関の権限に専ら属する」と考えていると読み込むことはできない。また、「地方財務実務提要」及び自治法第96条第1項第5号においても、契約の解除を議決事項とすることを排除していない。

(2) 本件条例案は、次の理由から裁量権の逸脱又は濫用には当たらない。

ア 本件条例案の趣旨及び内容は不当ではないこと

(ア) 議案第119号は、資材価格や人件費の上昇という外在的要因により議決を要する状態であったが、建設資材物価指数が増加しても、自治法施行令第121条の2の2が定める金額は変わっておらず、長の権限の範囲は変わっていない。また、議決事項か否かは契約金額によって定まるものであり、平成10年以降建設資材物価指数が増加したとしても、議案第119号が施行されるまで議会の権限の範囲は変わっていない。よって、その基準金額を引き上げることは、議会の議決事項の範囲を縮小させるものである。

(イ) 契約の相手方の債務不履行による法定解除は格別、約定解除の場合は普通地方公共団体が損害賠償債務ないし損失補償債務を負うのであり、普通地方公共団体が債務を負い、住民の利益に影響が生じるという点で、契約の締結も解除も同じである。住民への影響についても、契約の締結に議会の議決を要するような住民の利益に重大な影響を及ぼす契約を解除する際には、長が単独で決するのではなく、多様な民意を反映する議会において議論されなければならない。

(ウ) 議案第119号の対象範囲と本件条例案の対象範囲が一致しなければならない理由はない。むしろ、締結時において住民の利益に重大な影響を及ぼすとされた契約については、解除時においても議会による慎重な判断がなされることが住民自治に資する。

(エ) 豊橋市長は契約の相手方が契約の解除について協議したいときに、議会が協議にすら応じないことを懸念しているようであるが、議会は議事機関であり、協議をすることが本来の責務であることから、議会が契約の相手方からの協議に応じない理由がない。

イ 本件条例案の議決の経緯は不合理とはいえないこと

本件条例案の提案の時期について、議案をいつの段階で提出できるかは、一般論として、会派内、会派間での協議の進行状況などによるところがあり、議案がいつ提出されたかよりも、本件条例案が議会で審議がなされた上で可決したことを重く受け止められたい。

ウ 本件条例案は立法事実を欠くものではなく、本件条例案に係る議会の議決は、法の趣旨等に照らして不合理とはいえないこと

新アリーナ整備が、本件条例案提出のきっかけになったという一面はあろうが、一般論として、議会と従前の長が長期にわたって進めてきた計画が、議会との協議もなしに、新しい長によって突如白紙になるということであれば、法的安定性は大きく害され、将来にわたって事業者の入札参加を躊躇させる要因ともなりかねず、結果として住民に不利益を生じさせることになる。

長の意見と議会の意見が対立する場合というのは、住民間でもどちらかの意見が絶対多数であるということはない。議会という公開の場で、長と議員が議論することは、住民間の合意形成のために必要不可欠なものである。締結の際に機動性よりも慎重さが求められるような契約については、解除の場面でも同様に慎重な判断が必要であり、本件条例案はそれを実現するためのものである。

本件条例案は住民自治に資するものであり、本件条例案の議決は議会の権限を超えるものではない。

3 審査庁の判断

(1) 審査申立人は、67号通知や地方財務実務提要の記載を始めとする自治法及び自治法施行令の趣旨から、契約の締結は自治法第149条第2号に掲げる予算執行に係る事務の一部であって、長の権限に専属するものであると解されること、契約の解除についても解除権を行使すること自体は地方公共団体に損害賠償債務を生じさせる法的効果を有するものではないことや、68号通知及び文献から、同様に長の権限に専属するものであると解されることから、本件議決は自治法に違反するため、議会の権限を超え又は法令に違反すると主張する。

さらに、審査申立人は、本件条例案の提案理由の説明が不合理であることや本件条例案の内容と当該説明の内容が矛盾していること、本件条例案が市議会における新アリーナの整備に賛成する会派に属する議員から令和6年12月豊橋市議会定例会の最終日（令和6年12月26日）に突然提案され、立法の必要性を裏付ける事実も立法内容の合理性を基礎付ける事実も存在せず立法事実を欠くものであること、本件条例案が新アリーナの整備に賛成する会派が、現市長による本件事業契約の解除を阻止し、新アリーナの整備を推進させることを目的として、規定内容や適用により生じる結果を十分に検討しないまま急きょ提案したと考えられることから、本件議決には裁量権の逸脱又は濫用があるため、違法であると主張する。

これに対して市議会は、地方分権改革の進展に伴い、議会の権限は自治法第96条第1項に列挙された事項に限られず、自治体の重要事項も理論上その権限に属するといふべきであり、同条第2項は議会の判断を尊重してそうした重要事項を含む意思決定事項を増やすことを認めていると考えるべきであること、議会の議決がなければ締結できないような住民の利益に重大な影響を及ぼす契約を解除する際には、長が単独で決めるのではなく、多様な民意を反映する議会において議論されるべきであること、新アリーナ整備が本件条例案を提出するきっかけになったという一面はあるが、一般論として、議案をいつの段階で提出できるかは、会派内での協議の進行状況などによるところがあり、本件条例案がいつ提出されたかよりも本件条例案が議会で審議がなされた上で可決したことを審査申立人は重く受け止めるべきであることから、本件議決は違法でもなく裁量権の逸脱又は濫用もないと主張するので、以下、これらの点について判断する。

（2）本件議決が議会の権限を超え又は法令に違反するか

ア 67号通知及び68号通知、地方財務実務提要等の記載からは、審査申立人が主張するような、契約の締結や契約の解除に係る権限は長に属しており、自治法第96条第1項第5号による一定の契約の締結に係る議会の関与は例外的なものであるとの考え方が導かれることは否定できない。こうした考え方は、自治法を所管する総務省の当時の考え方を踏まえたものであることから、行政実務においては尊重されるべきものである。しかしながら、自治法第96条第2項の規定に基づき本件条例案にあるような、「契約の締結に当たり議会の議決を必要とした契約の解除」を対象とし、議会が条例で議会の議決を必要とすることを定めることを否定する記述は、自治法上明文化されているものではなく、67号通知、68号通知及び地方財務実務提要にもない。また、本件条例案のように自治法第96条第2項により「契

約の締結に当たり議会の議決を必要とした契約の解除」について議会の議決を必要とする条例を設けることの可否について直接的に判示した判例等はなく、未だ司法の判断は示されてはいない状況である。したがって、本件条例案が、自治法第96条第2項の規定に基づき、違法であるとまで結論付けることはできない。

イ なお、令和5年5月8日に施行された自治法の一部改正により、自治法第89条が改正され、特に同条第2項として「普通地方公共団体の議会は、この法律の定めるところにより当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びにこの法律に定める検査及び調査その他の権限を行使する。」と議会の権限が規定され、議会は「当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決」するものであることが明確化された。本改正は、新たな権限や義務を定めるものではないとされているものの、議会の役割や責任、議員の職務等の重要性が改めて認識されるよう、全ての議会や議員に共通する一般的な事項を規定し、普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決できるとする議会の役割や責任を再確認した条項であると解釈でき、そのような議会の権限と長の権限とのバランスを踏まえた解釈がなされる可能性も否定できない。

ウ よって、本件議決は議会の権限を超え又は法令に違反するとまではいえない。

(3) 本件議決が裁量権の逸脱又は濫用に当たるか

ア 審査申立人は、議案第119号は、資材価格や人件費の上昇という外在的要因によって議決を要する契約の件数が増加したことをもって、実質的に長から議会へ移転した権限を長に戻すことにより権限分配の適正化をするとの考え方であるが、あくまで長の権限は自治法及び自治法施行令により定められているものであることから、審査申立人の主張は認め難い。

イ 審査申立人は、契約解除の行為自体に債務を直接発生させるような法的効果はなく、債務が発生する契約の締結とは同列に論じられないという趣旨の主張をしているが、締結に当たり議会の議決が必要となる契約は、契約金額等からみて住民の利害に与える影響が特に大きいものであることから、仮に解除の法的性質が審査申立人の主張するようなものであったとしても、議会が議決を要するとした契約の事務執行を、長限りで解除することは、自ら、その執行の義務を逃れることに外ならず、自治法その他の法令に基づき議会の議決を経て締結した契約の解除につき、再度、民意を反映させるために議会の議決を必要とする旨の条例を定めてはならないという結論は直ちに導き出せない。

ウ 審査申立人は、本件条例案について、議案第119号により議会の議決の範囲が縮小する前に締結した契約も対象となり、その理由に関する説明がなかったことから、本件条例案の提案説明と本件条例案の内容には矛盾があるとするが、提案議員は、締結時において住民の利益に重大な影響を及ぼすことから議会による議決が必要とされた契約については、解除時においても議会による慎重な判断がなされることが住民自治に資するという趣旨の説明をしており、そうした説明には合理性があると認められる。

エ 審査申立人は、解除権を行使する場合に両当事者の協議が必要であるとの規定が契約にある場合、本件条例案により事実上相手方の解除権の行使を制限することから、提案議員の主張は不当であると主張するが、締結に議決を必要とした契約は、契約金額等からみて住民の利害に与える影響が特に大きいものであることからすると、その解除の協議に議決を必要とする手続を追加することは、直ちに不当とまではいえない。

オ 審査申立人は、本件条例案は議案第119号が可決成立したときなど、それまでに本件条例案を提案する機会があったはずであると主張するが、議案提出の時期は、市議会の会派内や会派間での協議の進行状況などによるところがあるとの市議会の主張は不合理とまでいえない。

カ 審査申立人は、新アリーナの整備に賛成する会派に属する議員が、現市長による本件事業契約の解除を阻止し、新アリーナの整備を推進させることを目的として、規定内容や適用により生じる結果を十分に検討しないまま急きょ本件条例案を提案したと考えられ、このような条例は一般性を欠くと主張する。これについては、市議会も一部認めているように、新アリーナの整備が本件条例案の提出のきっかけになったという一面があることは否定できないであろうが、本件条例案の規定や提案議員の説明からは、新アリーナ整備を進める目的のみで提案した内容であるとまでは認められないことから、本件条例案が一般性を欠くとまではいえない。

キ また、本件条例案に関する審理や手続は適正に行われていることから、本件議決に裁量権の逸脱又は濫用があったとまでいうことはできない。

(4) 以上のとおりであるので、審査申立人による本件審査申立てには理由がない。

よって、自治法第258条第1項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり裁定する。

なお、付言するに、日本国憲法が定める二元代表制の下では、長と議会の議員は、共に住民により直接選挙され、長と議会は、現行の地方自治制度により与えられた権

限をそれぞれの判断と責任で行使するものであるから、地方公共団体の行政運営において、両者が考えを異にする事態は、時として生じ得るところである。そうした場合においては、長と議会は、自らの権限と責任のみを主張することなく、互いの権限と責任にも配慮しつつ、意見の調整を図ることに最大限努める責務があると考えるところであり、そうした努力を尽くすことによって、多様な意見を持つ住民の負託に応えることができるものと思料する。

令和7年3月31日

愛知県知事 大村 秀章

令和7年3月26日

愛知県知事 大村 秀章 殿

代表自治紛争処理委員 昇 秀樹

自治紛争処理委員意見書の提出について

豊橋市長から、地方自治法（昭和22年法律第67号）第176条第5項の規定に基づき、令和7年2月18日付けで提起のあった豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例案に対する再議についての議決に関する審査申立てについて、同法第255条の5の規定に基づく下記3名の自治紛争処理委員による審理を終結しましたので、別添のとおり自治紛争処理委員意見書を提出します。

記

| | | |
|----------|----|----|
| 自治紛争処理委員 | 昇 | 秀樹 |
| 同 | 今井 | 良幸 |
| 同 | 平田 | 健人 |



自治紛争処理委員意見書

審査申立人豊橋市長から、令和7年2月18日付けで愛知県知事に対し申立てのあった「豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例」に対する再議の議決に関する審査申立てについては、棄却することを相当とする。

その理由とするところは、次のとおりである。

1 審査申立人の主張

審査申立人は、令和7年1月29日に豊橋市議会（以下「市議会」という。）が行った豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例案（以下「本件条例案」という。）に対する再議についての議決（以下「本件議決」という。）の取消しを求め、その理由として、次のように主張した。

(1) 本件条例案は、次の理由から地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）に違反するため、本件議決は議会の権限を超え又は法令に違反する。

ア 普通地方公共団体の議会の権限と自治法第96条第2項

議会が法令に違反する条例案について可決の議決をする場合は、自治法第14条第1項に違反し、当該可決の議決は法令に違反する。

また、自治法第96条第2項は、条文上、議会の議決すべきものとして定めるものの範囲は限定されていないが、総務省は、平成24年5月1日総行第67号による総務大臣による通知（以下「67号通知」という。）において、「自治法第96条第2項に基づき条例により議会の議決すべきものとするのできる事項には、法令が明瞭に長その他の執行機関に属する権限として規定している事項及び事柄の性質上当然に長その他の執行機関の権限と解さざるを得ない事項は含まれないと解されている」と通知している。このため、長に権限を授権していると解さざるを得ない事項を条例により議決事項とすることは許されない。

イ 契約の締結は長の権限に専属すること

契約の締結は自治法第149条第2号に掲げる予算執行に係る事務の一部であって、長の権限に属し、長限りで行うことができる。

「地方財務実務提要」においても、自治法第96条第1項第5号による契約の締結に係る議会の関与は例外的なものであり、それ以外の部分はもともと長その他の執行機関の権限であると記載されている。そして、契約の解除についても、長の権限に含まれることを前提とする判断を行っている裁判例がある。

自治法第96条第1項第5号は、普通地方公共団体の議会が議決すべき事項として、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結することを規定し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法施行令」という。）第121条の2の2及び別表第3において契約の種類及び条例で定めるに当たって下回ってはならない金額が定められている。このため、自治法は、契約の締結に関する長の権限を、自治法施行令の基準を超えて制限することを許容していないと解すべきである。

また、本件条例案の「その他の法令」には、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令（平成11年政令第279号。以下「PFI法施行令」という。）も含まれ、PFI法及びPFI法施行令も地方公共団体が締結する事業契約の種類及び金額に係る議会の議決に係る基準を自治法及び自治法施行令と同様の仕組みにより定めており、PFI法及びPFI法施行令の基準は、自治法及び自治法施行令の基準以上に普通地方公共団体の議会が関与する余地のないものである。

こうした各法令の定めからすれば、その種類が自治法施行令やPFI法施行令の基準にない契約を締結する権限や、その金額が自治法施行令やPFI法施行令の基準以下の契約を締結する権限（以下「契約締結権限」という。）は長の権限に「専ら」属するものであり、自治法や自治法施行令は議会の関与を許容していないと解される。そして、契約締結権限のような債務を生じさせる法的効果を有する行為が長の権限に「専ら」属するのであれば、債務を生じさせる法的効果を有しない行為についても、長の権限に「専ら」属すると解される。

ウ 解除の法的性質及びその権限が長に専属すること

次の理由から、契約の解除は長の権限に「専ら」属する。

- (ア) 解除権は、民法（明治29年法律第89号）第545条第4項に「解除権の行使は、損害賠償の請求を妨げない」と規定されているように、損害賠償請求権とは異なる権利である。そして、損害賠償債務は、契約の定めに基づいて生じるものである。したがって、地方公共団体が解除権を行使したからといって直ちに当該地方公共団体に損害賠償債務を生じさせる法的効果を有するものではない。
- (イ) 契約の相手方の債務不履行により普通地方公共団体の損害が拡大するような場合に、解除権の行使に議会の議決を要するとすると、長が契約の解除をするのに時間を要し、損害の拡大を迅速に防止できないこととなり、不当である。

(ウ) 長が選挙により交代し、新しい長が政策の変更により事業を廃止する場合であっても、議会の議決が得られなければ契約を解除できないとなると、事実上、長が事業を廃止することができなくなり、不当である。

(エ) 総務省の平成24年5月1日総行行第68号による自治行政局行政課長通知(以下「68号通知」という。)や「地方財務実務提要」等の文献においても、契約の解除は長の権限に「専ら」属すると解されている。

エ 結論

以上のことから、普通地方公共団体に債務を生じさせる法的効果を有しない行為である契約の解除は、長の権限に「専ら」属すると解され、事柄の性質上当然に長の権限と解さざるを得ない事項に該当することから、自治法第96条第2項により、議会の議決すべきものとして条例で定めることはできない。したがって、本件議決は、議会の権限を超え又は法令に違反すると認められる。

(2) 本件議決は、次の理由から裁量権の逸脱又は濫用に当たるため、違法である。

ア 本件議決の趣旨及び内容の不当性

(ア) 本件条例案の提案理由は、「自由民主党豊橋市議団」、「公明党豊橋市議団」及び「まちフォーラム」の各議員(以下「提案議員」という。)から、自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付すべき契約について、予定価格1億5000万円以上の工事又は製造の請負としていたものを、予定価格を2億2500万円以上に引き上げる内容とする「議案第119号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例」(以下「議案第119号」という。)によって議会の議決の範囲が縮小することに対応する必要があるためと説明があった。しかし、議案第119号は、資材価格や人件費の上昇という外在的要因によって長から移転した議会の権限を長の権限に戻すことにより権限分配を適正化するものであり、実質的には議会の議決の範囲は縮小しない。よって、提案議員の説明内容は不合理である。

(イ) 提案議員は、契約を締結する重みと契約を解除する重みは同じであることも本件条例案の提案理由であると説明する。しかし、解除権の行使自体は普通地方公共団体に債務を生じさせる法的効果を有する行為ではないことから、契約の締結と契約の解除が、法的に同じ重みを有するとはいえない。また、重みという文言の意味も不明瞭であり、この文言から契約の解除の影響を判断することはできない。よって、この点においても提案議員の説明は不合理である。

(ウ) 提案議員の(ア)の説明のとおりであれば、本件条例案により解除に議決を要

することとなる契約は、議案第119号が施行される令和7年4月1日以降に締結される契約を対象とすべきである。しかしながら、本件条例案の附則第2項からは、同日前に議会の議決を経て締結した契約を同日以降に解除する場合も議会の議決の対象となる。すなわち、議案第119号によって議会の議決の範囲が縮小する前に締結した契約も対象となるが、その理由についての説明はない。よって、本件条例案の提案説明と本件条例案の内容には矛盾がある。

(エ) 本件条例案は、豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例（平成10年豊橋市条例第42号）の一部を改正し、「地方自治法その他の法令に基づき議会の議決を経て締結した契約に係る契約の解除に関すること。」という規定を加えるものであるが、「解除に関すること」となっていることから、解除そのものだけでなく、解除に関係することも含む規定となっている。したがって、解除に関する協議を行うことも議会の議決を経る必要が生じる可能性があるが、このようなことは、解除権を行使する場合には両当事者の協議が必要であるとの規定が契約にある場合、事実上相手方の解除権の行使を制限することになるから、不当である。

イ 本件条例案の議決の経緯が不合理であること

本件条例案は、豊橋市における多目的屋内施設（以下「新アリーナ」という。）の整備に賛成する会派に属する議員から、令和6年12月豊橋市議会定例会（会期は当初は令和6年12月20日までであったが、新アリーナの整備に賛成する会派の議員及び反対する会派の議員それぞれから提出された住民投票条例案を一本化するために、同月26日まで延長された。）の最終日である同月26日に突然提案された。本件条例案の提案理由が提案議員の説明のとおりならば、議案第119号が可決成立したときなど、それまでに本件条例案を提案する機会があったはずである。

ウ 本件条例案は立法事実を欠くこと

本件条例案には立法の必要性を裏付ける事実も立法内容の合理性を基礎付ける事実も存在しないことから、本件条例案は立法事実を欠くものといわざるを得ない。

むしろ、市議会は、新アリーナの整備に賛成する会派に属する議員が多数を占めているため、本件条例案が成立し公布された場合は、令和6年9月27日に議会の議決を得て同日に豊橋ネクストパーク株式会社と豊橋市が締結した多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業特定事業契約（以下「本件事業契約」という。）の解除についての議決が得られる可能性は極めて低いと見込まれることから、新アリーナの整備に賛成する会派は、現市長による本件事業契約の解除を阻止し、新アリーナの整備を推進させることを目的として、本件条例案の規定内容や適

用により生じる結果を十分に検討しないまま急ぎよ本件条例案を提案したと考えられる。そして、このような目的で制定された条例は、一般性を欠く。

エ 本件条例案に係る議会の議決は、法の趣旨等に照らして不合理であること

二元代表制の下では、長と議会は独立・対等の立場に立ってそれぞれの役割を果たすこととされており、相互の抑制と調和によって、地方自治の公正かつ円滑な運営を実現することが目指されているところ、上述のように議会が条例を制定することで長の権限を不当に制限することは、二元代表制の趣旨に反する。このような状態で、民主的かつ実効的な行政運営の確保がなされるはずがない。したがって、本件条例案に係る議会の議決は法の趣旨等に反して不合理である。

オ 結論

以上のとおり、議会による本件条例案の議決は、本件条例案の内容の適否の実体的判断について、裁量権の行使に逸脱又は濫用があるため、本件条例案に係る議決は違法であり、本件条例案も無効である。

2 市議会の弁明

市議会は、本件審査申立てを棄却するよう求め、その理由として、次のように主張した。

(1) 本件条例案は、次の理由から自治法に違反しないため、本件議決は議会の権限を超えたものでも違法なものでもない。

ア 実務家の間では、自治法第96条第1項は、議会の議決事件を制限列举するものであり、「自治法第96条その他明文で議会権限であるとされるもの以外の団体意思決定権は長にある」とされてきた。しかし、地方分権改革の進展に伴い、自治法第96条第1項は必要的議決事件、同条第2項は任意的議決事件と説明されるようになったことや地方分権推進委員会第2次勧告に「議決事件の条例による追加を可能とする規定の活用を努めること」が盛り込まれたことなどを踏まえても、「議会権限は自治法第96条第1項に列举された事項に限られず自治体の重要事項も理論上その権限に属するというべきであり、同条第2項の議決事件追加条項の存在は議会の判断を尊重してそうした重要事項を含む意思決定事項を増やすことを認めている」といえる。

本件条例案は、「法令が明瞭に長その他の執行機関に属する権限として規定している事項」にも「事柄の性質上当然に長その他の執行機関の権限と解さざるを得ない事項」にも当たらない。

イ 通常、契約の締結は執行機関限りでなし得るものであるが、条例で指定する重要なものについては、個々の契約ごとに議会の議決が必要であり、契約の締結は必ずしも長限りで行うことができるものではない。更に、「地方財務実務提要」には条例により契約の解除を議決事項とすることを排除する趣旨の記載はない。

豊橋市長が示す裁判例は、長による契約解除が違法ではないことの理由の一つとして、解除するに当たり議会の議決を要すると定められていないことが挙げられているが、これを反対解釈すれば、解除するに当たり議会の議決を要すると定められていれば、長による契約解除が違法となり得る可能性があり、解除するに当たり議会の議決を要するという条例を制定することは排除されていない。

また、契約に議決が必要な契約の種類として、自治法施行令は「工事又は製造の請負」と定めている。その点、豊橋市長が示すPFI法施行令は「選定事業者が建設する公共施設等の買入れ又は借入れ」と定めており、どちらの方が範囲が広いかは一概にいえぬ。また、締結に議決が必要な契約の金額として、自治法施行令は最低限額を定めており、条例により議会の権限を狭めることができる一方、PFI法施行令は条例により議会の権限を狭めることを認めていない。

契約解除は債務を生じさせ得る行為であるし、債務を生じさせない行為でも住民の利益に重大な影響が生じる行為であれば、議会が関与するのが住民自治に資するものである。

ウ 解除の法的性質について

(ア) 豊橋市長は「解除権の行使という行為自体に、損害賠償債務を生じさせる法的効果があるわけではない。」と主張しているが、どちらに損害賠償債務が生じる話をしているのか錯綜している。

(イ) 普通地方公共団体の長は、契約の相手方の債務不履行により普通地方公共団体の損害が拡大し、「特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき」は議会の決定を待たずに処分することができる（自治法第179条第1項）。また、そもそも契約の相手方の債務不履行により普通地方公共団体の損害が拡大する場合は、議会も当然損害拡大防止のために速やかに議決を行う。

(ウ) 長の意見と議会の意見が対立した場合に、長と議員が議会という公開の場で議論を行うことこそ地方自治のあるべき姿であって、我が国の地方自治制度は首長選挙で当選すれば何でもできるというものでは決していない。

(エ) 68号通知は総務省による見解であり、法的拘束力を有するものではない。さ

らに、「入札・契約」の記載から、総務省が、行うと決まっていた事業を中止するために契約を解除することまでも、「事務の性質等から、当然に長その他の執行機関の権限に専ら属する」と考えていると読み込むことはできない。また、「地方財務実務提要」及び自治法第96条第1項第5号においても、契約の解除を議決事項とすることを排除していない。

(2) 本件条例案は、次の理由から裁量権の逸脱又は濫用には当たらない。

ア 本件条例案の趣旨及び内容は不当ではないこと

(ア) 議案第119号は、資材価格や人件費の上昇という外在的要因により議決を要する状態であったが、建設資材物価指数が増加しても、自治法施行令第121条の2の2が定める金額は変わっておらず、長の権限の範囲は変わっていない。また、議決事項か否かは契約金額によって定まるものであり、平成10年以降建設資材物価指数が増加したとしても、議案第119号が施行されるまで議会の権限の範囲は変わっていない。よって、その基準金額を引き上げることは、議会の議決事項の範囲を縮小させるものである。

(イ) 契約の相手方の債務不履行による法定解除は格別、約定解除の場合は普通地方公共団体が損害賠償債務ないし損失補償債務を負うのであり、普通地方公共団体が債務を負い、住民の利益に影響が生じるという点で、契約の締結も解除も同じである。住民への影響についても、契約の締結に議会の議決を要するような住民の利益に重大な影響を及ぼす契約を解除する際には、長が単独で決めるのではなく、多様な民意を反映する議会において議論されなければならない。

(ウ) 議案第119号の対象範囲と本件条例案の対象範囲が一致しなければならない理由はない。むしろ、締結時において住民の利益に重大な影響を及ぼすとされた契約については、解除時においても議会による慎重な判断がなされることが住民自治に資する。

(エ) 豊橋市長は契約の相手方が契約の解除について協議したいときに、議会が協議にすら応じないことを懸念しているようであるが、議会は議事機関であり、協議をすることが本来の責務であることから、議会が契約の相手方からの協議に応じない理由がない。

イ 本件条例案の議決の経緯は不合理とはいえないこと

本件条例案の提案の時期について、議案をいつの段階で提出できるかは、一般論として、会派内、会派間での協議の進行状況などによるところがあり、議案がいつ提出されたかよりも、本件条例案が議会で審議がなされた上で可決したことを重く

受け止められたい。

ウ 本件条例案は立法事実を欠くものではなく、本件条例案に係る議会の議決は、法の趣旨等に照らして不合理とはいえないこと

新アリーナ整備が、本件条例案提出のきっかけになったという一面はあろうが、一般論として、議会と従前の長が長期にわたって進めてきた計画が、議会との協議もなしに、新しい長によって突如白紙になるということであれば、法的安定性は大きく害され、将来にわたって事業者の入札参加を躊躇させる要因ともなりかねず、結果として住民に不利益を生じさせることになる。

長の意見と議会の意見が対立する場合というのは、住民間でもどちらかの意見が絶対多数であるということはない。議会という公開の場で、長と議員が議論することは、住民間の合意形成のために必要不可欠なものである。締結の際に機動性よりも慎重さが求められるような契約については、解除の場面でも同様に慎重な判断が必要であり、本件条例案はそれを実現するためのものである。

本件条例案は住民自治に資するものであり、本件条例案の議決は議会の権限を超えるものではない。

3 判断

(1) 審査申立人は、67号通知や地方財務実務提要の記載を始めとする自治法及び自治法施行令の趣旨から、契約の締結は自治法第149条第2号に掲げる予算執行に係る事務の一部であって、長の権限に専属するものであると解されること、契約の解除についても解除権を行使すること自体は地方公共団体に損害賠償債務を生じさせる法的効果を有するものではないことや、68号通知及び文献から、同様に長の権限に専属するものであると解されることから、本件議決は自治法に違反するため、議会の権限を超え又は法令に違反すると主張する。

さらに、審査申立人は、本件条例案の提案理由の説明が不合理であることや本件条例案の内容と当該説明の内容が矛盾していること、本件条例案が市議会における新アリーナの整備に賛成する会派に属する議員から令和6年12月豊橋市議会定例会の最終日（令和6年12月26日）に突然提案され、立法の必要性を裏付ける事実も立法内容の合理性を基礎付ける事実も存在せず立法事実を欠くものであること、本件条例案が新アリーナの整備に賛成する会派が、現市長による本件事業契約の解除を阻止し、新アリーナの整備を推進させることを目的として、規定内容や適用により生じる結果を十分に検討しないまま急きょ提案したと考えられることから、本件議決には裁量権

の逸脱又は濫用があるため、違法であると主張する。

これに対して市議会は、地方分権改革の進展に伴い、議会の権限は自治法第96条第1項に列挙された事項に限られず、自治体の重要事項も理論上その権限に属するというべきであり、同条第2項は議会の判断を尊重してそうした重要事項を含む意思決定事項を増やすことを認めていると考えるべきであること、議会の議決がなければ締結できないような住民の利益に重大な影響を及ぼす契約を解除する際には、長が単独で決めるのではなく、多様な民意を反映する議会において議論されるべきであること、新アリーナ整備が本件条例案を提出するきっかけになったという一面はあるが、一般論として、議案をいつの段階で提出できるかは、会派内での協議の進行状況などによるところがあり、本件条例案がいつ提出されたかよりも本件条例案が議会で審議がなされた上で可決したことを審査申立人は重く受け止めるべきであることから、本件議決は違法でもなく裁量権の逸脱又は濫用もないと主張するので、以下、これらの点について判断する。

(2) 本件議決が議会の権限を超え又は法令に違反するか

ア 67号通知及び68号通知、地方財務実務提要等の記載からは、審査申立人が主張するような、契約の締結や契約の解除に係る権限は長に属しており、自治法第96条第1項第5号による一定の契約の締結に係る議会の関与は例外的なものであるとの考え方が導かれることは否定できない。こうした考え方は、自治法を所管する総務省の当時の考え方を踏まえたものであることから、行政実務においては尊重されるべきものである。しかしながら、自治法第96条第2項の規定に基づき本件条例案にあるような、「契約の締結に当たり議会の議決を必要とした契約の解除」を対象とし、議会が条例で議会の議決を必要とすることを定めることを否定する記述は、自治法上明文化されているものではなく、67号通知、68号通知及び地方財務実務提要にもない。また、本件条例案のように自治法第96条第2項により「契約の締結に当たり議会の議決を必要とした契約の解除」について議会の議決を必要とする条例を設けることの可否について直接的に判示した判例等はなく、未だ司法の判断は示されていない状況である。したがって、本件条例案が、自治法第96条第2項の規定に基づき、違法であるとまで結論付けることはできない。

イ なお、令和5年5月8日に施行された自治法の一部改正により、自治法第89条が改正され、特に同条第2項として「普通地方公共団体の議会は、この法律の定めるところにより当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びにこの法律に定める検査及び調査その他の権限を行使する。」と議会の権限が規

定され、議会は「当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決」するものであることが明確化された。本改正は、新たな権限や義務を定めるものではないとされているものの、議会の役割や責任、議員の職務等の重要性が改めて認識されるよう、全ての議会や議員に共通する一般的な事項を規定し、普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決できるとする議会の役割や責任を再確認した条項であると解釈でき、そのような議会の権限と長の権限とのバランスを踏まえた解釈がなされる可能性も否定できない。

ウ よって、本件議決は議会の権限を超え又は法令に違反するとまではいえない。

(3) 本件議決が裁量権の逸脱又は濫用に当たるか

ア 審査申立人は、議案第119号は、資材価格や人件費の上昇という外在的要因によって議決を要する契約の件数が増加したことをもって、実質的に長から議会へ移転した権限を長に戻すことにより権限分配の適正化をすとの考え方であるが、あくまで長の権限は自治法及び自治法施行令により定められているものであることから、審査申立人の主張は認め難い。

イ 審査申立人は、契約解除の行為自体に債務を直接発生させるような法的効果はなく、債務が発生する契約の締結とは同列に論じられないという趣旨の主張をしているが、締結に当たり議会の議決が必要となる契約は、契約金額等からみて住民の利害に与える影響が特に大きいものであることから、仮に解除の法的性質が審査申立人の主張するようなものであったとしても、議会が議決を要するとした契約の事務執行を、長限りで解除することは、自ら、その執行の義務を逃れることに外ならず、自治法その他の法令に基づき議会の議決を経て締結した契約の解除につき、再度、民意を反映させるために議会の議決を必要とする旨の条例を定めてはならないという結論は直ちに導き出せない。

ウ 審査申立人は、本件条例案について、議案第119号により議会の議決の範囲が縮小する前に締結した契約も対象となり、その理由に関する説明がなかったことから、本件条例案の提案説明と本件条例案の内容には矛盾があるとするが、提案議員は、締結時において住民の利益に重大な影響を及ぼすことから議会による議決が必要とされた契約については、解除時においても議会による慎重な判断がなされることが住民自治に資するという趣旨の説明をしており、そうした説明には合理性があると認められる。

エ 審査申立人は、解除権を行使する場合に両当事者の協議が必要であるとの規定が契約にある場合、本件条例案により事実上相手方の解除権の行使を制限することか

ら、提案議員の主張は不当であると主張するが、締結に議決を必要とした契約は、契約金額等からみて住民の利害に与える影響が特に大きいものであることからすると、その解除の協議に議決を必要とする手続を追加することは、直ちに不当とまではいえない。

オ 審査申立人は、本件条例案は議案第119号が可決成立したときなど、それまでに本件条例案を提案する機会があったはずであると主張するが、議案提出の時期は、市議会の会派内や会派間での協議の進行状況などによるところがあるとの市議会の主張は不合理とまでいえない。

カ 審査申立人は、新アリーナの整備に賛成する会派に属する議員が、現市長による本件事業契約の解除を阻止し、新アリーナの整備を推進させることを目的として、規定内容や適用により生じる結果を十分に検討しないまま急ぎ本件条例案を提案したと考えられ、このような条例は一般性を欠くと主張する。これについては、市議会も一部認めているように、新アリーナの整備が本件条例案の提出のきっかけになったという一面があることは否定できないであろうが、本件条例案の規定や提案議員の説明からは、新アリーナ整備を進める目的のみで提案した内容であるとまでは認められないことから、本件条例案が一般性を欠くとまではいえない。

キ また、本件条例案に関する審理や手続は適正に行われていることから、本件議決に裁量権の逸脱又は濫用があったとまでいうことはできない。

(4) 以上のとおりであるので、審査申立人による本件審査申立てには理由がない。

なお、付言するに、日本国憲法が定める二元代表制の下では、長と議会の議員は、共に住民により直接選挙され、長と議会は、現行の地方自治制度により与えられた権限をそれぞれの判断と責任で行使するものであるから、地方公共団体の行政運営において、両者が考えを異にする事態は、時として生じ得るところである。そうした場合においては、長と議会は、自らの権限と責任のみを主張することなく、互いの権限と責任にも配慮しつつ、意見の調整を図ることに最大限努める責務があるところであり、そうした努力を尽くすことによって、多様な意見を持つ住民の負託に応えることができるものと思料する。